

第3章 環境影響評価を実施する地域

環境影響評価を実施する地域は、事業特性、本事業計画地の位置を考慮し、煙突排ガスによる大気質の影響が想定される地域を十分に包含する範囲として、事業計画地から半径約 3.0 km※の範囲(図 3-1 (1)～(2)参照)に該当する和泉市及び岸和田市とした。

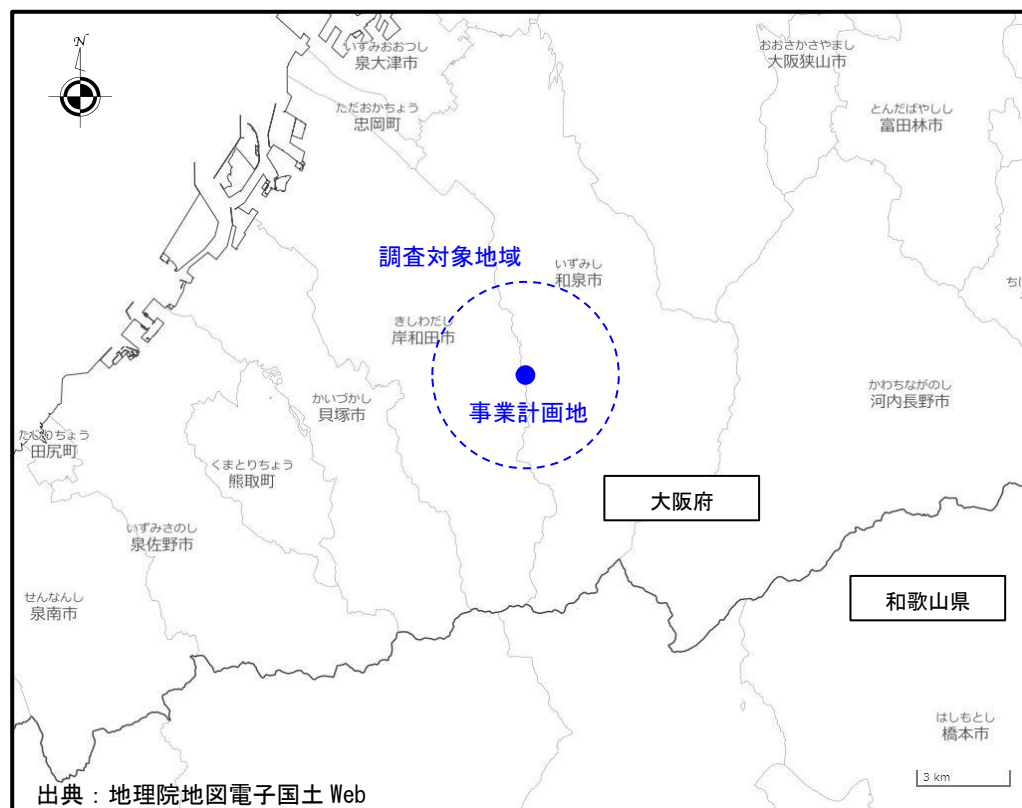


図 3-1 (1) 調査対象地域(広域)

※煙突排ガスによる大気質の影響が想定される地域を十分に包含する範囲については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年 9 月 環境省)において、煙突排ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現距離の概ね 2 倍を見込んだ範囲を設定する方法が示されている。そのため、事業計画の煙突排ガスの諸元、一般環境大気測定局である緑ヶ丘小学校局の風向風速データ(令和 2 年度)及び大阪管区気象台の気象データ(令和 2 年度)を用いて最大着地濃度の仮予測を行い、最大着地濃度地点が事業計画地より約 1.5 km の距離となったため、その 2 倍の距離(約 3.0 km)を範囲の半径とした。

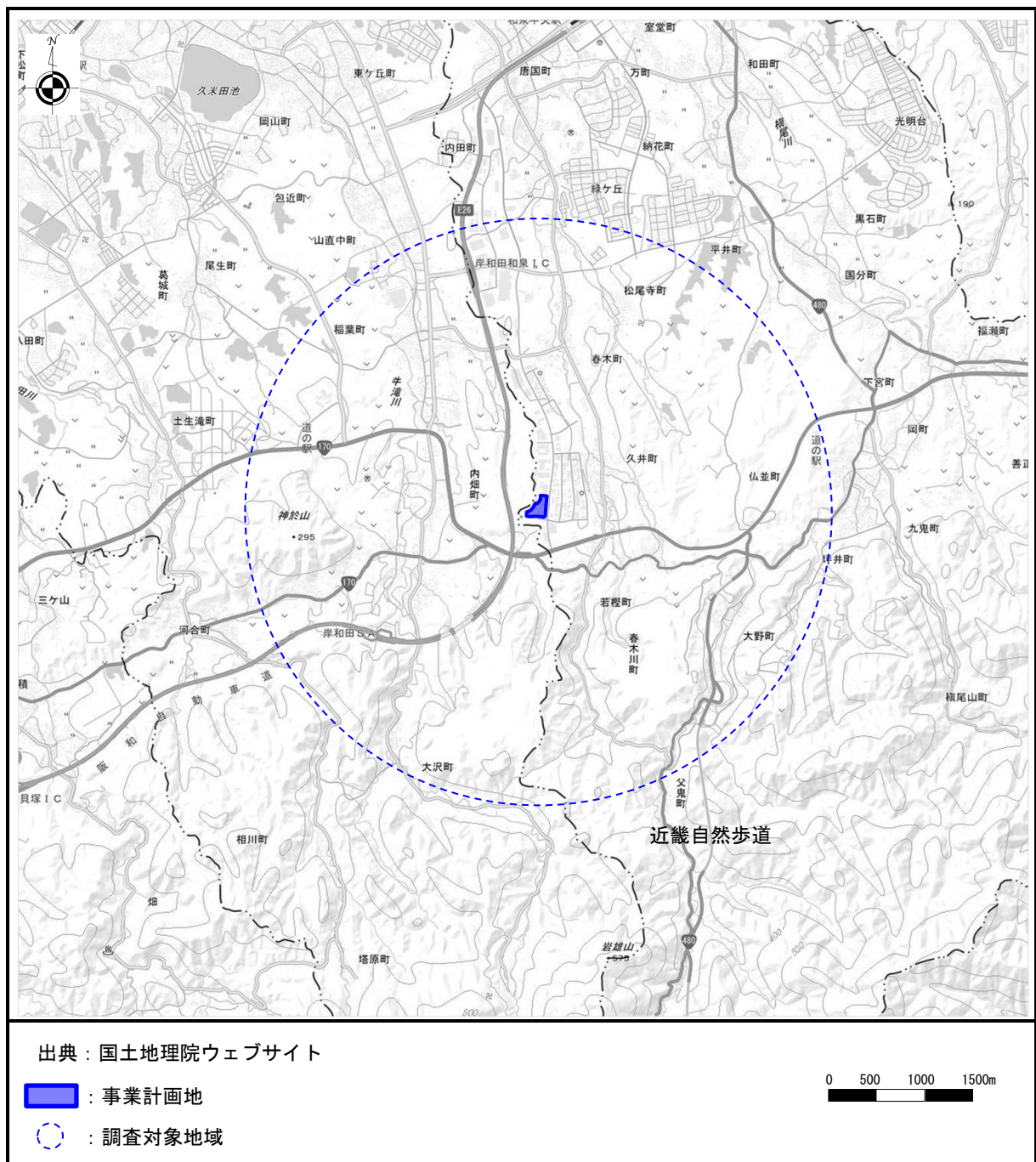


図 3-1 (2) 調査対象地域(詳細)